

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十二条第十三項、第十二条の七第十一項、第十四条第十六項ただし書、第十七条の二第一項、第二項及び第六項並びに第二十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条の四に次の一号を加える。

三 法第十二条の七第一項の認定を受けた者（前二号に掲げる者を除く。）

第六条の七の次に次の一条を加える。

（廃止の届出）

第六条の七の二 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集、運搬、処分若しくは再生の全部又は一部を廃止したときは、共同して、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第六条の十二第一号中「事業者に対して当該」を削り、「ことを」の下に「当該事業者（事業者が法第十二条の七第一項の認定を受けた者である場合にあつては、当該認定を受けた者の全て。以下この号において同じ。）に対して」を加える。

第十六条の次に次の三条を加える。

（有害使用済機器）

第十六条の二 法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三 電気洗濯機及び衣類乾燥機

四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）

ロ ブラウン管式のもの

五 電動ミシン

六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十 フィルムカメラ

十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く）

。

十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七 電気マッサージ器

十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具

二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、データー・ブイ・データー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

具

二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六 パーソナルコンピュータ

二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具

二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具

二十九 電子書籍端末

三十 電子時計及び電気時計

三十一 電子楽器及び電気楽器

三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

(有害使用済機器の保管、処分等の基準)

第十六条の三 法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

- (1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
- (2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨の他の有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - (2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
 - (3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- (4) その他環境省令で定める措置

ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ニ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

二 有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(2) その他環境省令で定める措置

ロ 処分又は再生に伴う騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

三 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行つてはならないこと。

(廃止の届出)

第十六条の四 法第十七条の二第一項の規定による届出を行つた者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条第一項第七号中「第一号」を「第五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号を同項

第十号とし、同項第五号中「第一号」を「第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「第一号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第一号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第六号とし、同項第一号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 法第十二条の七第一項の認定（当該認定を受けようとする者が産業廃棄物の収集又は運搬を当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて行おうとする場合及び産業廃棄物の収集若しくは運搬に係る積替え又は処分若しくは再生を指定都市の長等の管轄区域内において行おうとする場合における認定を除く。）に関する事務

二 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定（前号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

三 法第十二条の七第九項の規定による届出の受理（第一号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

四 法第十二条の七第十項の規定による認定の取消し（第一号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務

第二十七条第二項中「以下この項において同じ。」を「）、第六条の七の二及び第十六条の四」に、「
第五条の五の」を「これらの」に改める。

第二十八条中「及び第十三条」を「、第六条の七の二、第十三条及び第十六条の四」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項中「及び第十三条」を「、第六条の七の二、第十三条及び第十六条の四」に改める。

(環境省組織令の一部改正)

- 3 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 有害使用済機器（廃棄物処理法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。）の保管、処分及び再生の規制に関すること。

理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関し必要な事項を定めるとともに、有害使用済機器及びその保管、処分等の基準を定める等、所要の規定の整備を行う必要があるからである。